

令和7年11月定例会 こども未来・安心対策特別委員会（事前）

令和7年11月27日（木）

[委員会の概要]

出席委員

委員長 岡田 理絵
副委員長 川真田琢巳
委員 井村 保裕
委員 平山 尚道
委員 井下 泰憲
委員 立川 了大
委員 長池 文武
委員 近藤 謙
委員 梶原 一哉

委員外議員

議員 扶川 敦

議会事務局

政策調査課副課長 仁木ちあき
政策調査課課長補佐 福良 美和
政策調査課主任主事 丹生 瞳

説明者職氏名

[こども未来部]

部長 原内 孝子
副部長 犬伏 伴都
こども未来政策課長 河井美智子
子育て応援課長 玉岡あき子
こども家庭支援課長 吉田 恵司
男女参画・青少年課長 内海三枝子

[生活環境部]

部長 飯田 博司
生活環境政策課長 島 智子
労働雇用政策課担当課長 山本 雄史
多文化共生・人権課長 山田 寛之

〔保健福祉部〕

部長	福壽 由法
次長（健康福祉担当）	大西 秀城
地域共生推進課長	杉友 賞之
医療政策課長	藤坂 仁貴
健康寿命推進課長	井原 香
健康寿命推進課国保運営室長	松浦 正治
長寿いきがい課長	島田 准子
障がい福祉課長	杉生 忍

〔経済産業部〕

部長	黄田 隆史
産業人材課長	小山実千代

〔教育委員会〕

教育長	中川 斎史
教育DX推進課長	戎 弘人
教育創生課長	青木 秀夫
義務教育課長	長谷 彰彦
高校教育課長	金岡由岐子
いじめ・不登校対策課長	福多 博史
体育健康安全課長	國方 正一
生涯学習課長	新開 弓子

〔警察本部〕

生活安全部長	前川 伸二
少年女性安全対策課長	野田 浩史

【説明事項】

- 提出予定案件について（説明資料）

【報告事項】

- 徳島県立男女共同参画総合支援センターの指定管理候補者の選定結果について（資料1）

岡田理絵委員長

ただいまから、こども未来・安心対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）
直ちに、議事に入ります。本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。
まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

原内こども未来部長

この際、1点、御報告させていただきます。資料1を御覧ください。

徳島県立男女共同参画総合支援センターの指定管理候補者の選定結果についてでございます。徳島県立男女共同参画総合支援センターについては、当センターが入っております徳島県立産業観光交流センターと一体的な公募を行ったところであり、この度、観光スポーツ文化部における指定管理候補者選定委員会において、とくしまにぎわい創出共同事業体が、指定管理候補者として、適切であると認められました。

選定理由につきましては、構成団体が持つそれぞれの強みとノウハウを生かした相乗効果が見込めるとともに、県内全域への持続的な経済効果の創出が期待できること、また、利用機会の拡大に向けた具体的な事業提案がなされたことなどから、指定管理候補者として適格な団体であると判断されたところでございます。

2、選定委員会委員及び3、指定管理候補者の提案内容については、記載のとおりとなっております。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

福壽保健福祉部長

それでは、11月定例会に提出予定の保健福祉部関係の案件につきまして、御説明いたします。

お手元のタブレットの説明資料の3ページを御覧ください。一般会計予算の歳入歳出予算総括表でございます。表の上から4段目、保健福祉部の左から3列目、補正額欄に記載のとおり、合計で300万円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で335億7,352万5,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、部別主要事項説明により、御説明いたします。

4ページを御覧ください。医療政策課でございます。医務費の摘要欄①のア、妊婦分娩事前宿泊支援事業費の300万円は、居住地にかかわらず、安全安心に出産できる環境を構築するため、分娩取扱施設における事前宿泊を支援するための経費でございます。

提出予定案件の説明は、以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

岡田理絵委員長

以上で説明等は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いします。

それでは質疑をどうぞ。

平山尚道委員

私は先ほど福壽保健福祉部長からございました、妊婦分娩事前宿泊支援事業についてですが、事業の目的、概要を教えていただきたいと思います。

藤坂医療政策課長

ただいま、平山委員より、妊婦分娩事前宿泊支援事業についての事業の目的、概要について御質問を頂きました。

本県では、出生数の減少等に伴いまして分娩を取り扱う医療機関が過去20年間で30施設から11施設へと大きく減少しております、特に県南部でありますとか、県西部にお住まいの方など、自宅から分娩施設までの移動に不安を抱える妊婦の方への支援が大きな課題となっております。

そこで、9月議会での議論を踏まえまして全国の先進事例を調査し、石川県の事業を参考にいたしまして支援策の検討を行い、この度、事業実施に向けた医療機関との調整が整いましたことから、11月補正予算案として提案させていただいたところでございます。

本事業では分娩施設までの移動に長時間をする妊婦の方々が安全安心に出産できる環境の構築を目的といたしまして、自宅や里帰り先から最寄りの分娩施設までおおむね60分以上の移動時間を要する妊婦の方を対象に、阿南医療センター及びつるぎ町立半田病院において出産に向けた事前宿泊を行う場合、ベッド代でありますとか食事代、健康観察等に要する費用を支援するものでございます。

また、支援の対象期間でございますが、上限を14日間といたしまして、事前宿泊を開始した日から分娩の日、又は医療保険適用開始日のいずれか早い日の前日までとしております。

平山尚道委員

石川県の事例を参考に、本県の実情に合ったものとなるよう検討を行ったということであります。

例えば、妊婦やその御家族の方のニーズは把握されていますか。

藤坂医療政策課長

ただいま、石川県の事例を参考にということで、妊婦でありますとか、その御家族の方のニーズを把握したのかといった御質問でございます。

本事業の検討に当たりましては、周産期医療の担い手であり、妊婦、御家族の方々の声を直接聞いておられます産科の医師の方でありますとか助産師の方から御意見をお伺いしまして、ニーズの把握を行ってきたところでございます。

具体的な御意見といたしましては、自宅から分娩施設までの移動に2時間近く掛かると不安を抱えている妊婦の方がおられること、また家族の状況でありますとか公共交通機関の状況などによりまして、出産直前の移動自体が困難になるようなケースが懸念されること、分娩施設の近隣に宿泊施設が十分にない地域があるといったこと、また医療機関内で健康観察等を受けられる安心感があるといったことなど、長距離移動に対します不安であ

りますとか、分娩施設に事前宿泊することができることへの期待の声を頂いておりまして、こうしたニーズを踏まえて事業を構築したところでございます。

平山尚道委員

産科医療関係者から意見聴取を行い、様々な問題課題、ニーズを把握したことでありまして、安心をいたしました。

続いて、対象期間については、分娩日又は医療保険適用開始日のいずれか早い日の前日までとなっておりますが、医療保険の適用については、どのような場合が想定されるのか教えてください。

藤坂医療政策課長

ただいま、医療保険の適用について、どのような場合が想定されるのかといった御質問を頂きました。

今回の事業では、分娩前に公的医療保険が適用された場合は、他の地域の妊婦と同様、公的医療保険を活用いただくということとしております。

また、医療保険の適用の有無につきましては医療機関の診断によるところとなりますので、例えば多胎妊娠でありますとか切迫早産などの診断・疑いに係る管理入院でありますとか、帝王切開に係ります計画入院については公的医療保険の対象となりますことから、本事業では対象外とさせていただいております。

平山尚道委員

対象が阿南医療センターとつるぎ町立半田病院でありますて、該当する各市町では医療機関の周辺のホテルへ宿泊支援等を行っておりますが、本事業においては医療機関、病院への宿泊支援ということでありまして、妊婦本人や御家族にとって安心して出産が迎えられるのかなと感じております。

引き続き、過疎地域においては出産、そして子育てが充実するよう、取り組んでいただきたいとお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

長池文武委員

関連で、もう少し教えてほしいのですが、医療機関の宿泊の支援ということ、あと、周辺のホテルはないのですね。

今、聞きながら、もう1回確認なのですが、宿泊支援というのは医療機関で事前というか、その後とか、どこで線を引いているのか、もうちょっとこのあたりを教えてもらえますか。近くのホテルでというのではないということですね。

藤坂医療政策課長

今回の事業につきましては、医療機関での宿泊ということにさせてもらっております、周辺のホテルにつきましては、既存の事業でホテルのアクセス支援事業というのがございまして、そちらで対応する形になってございます。

長池文武委員

分かりました。既にあるのですね、ごめんなさい、勘違いしておりました。

今の時代、子供ができるということが、ある意味有り難いことだなということで、いろんなサービスというかサポートの中で、本人並びに家族の方が、安心してそういうのを迎えるのは非常にいいことだと思っております。

また今後、ますますそういうサービス、過剰ともいえるような時代になってくるのかなという気はしているのですが、そこはそこで、徳島県としては子は宝ということで、厚みを増していただきたいなど。

多分、何かイメージなのですが、例えば2時間も掛かるような所だったらあれでしけれど、お一人でとなってくると不安があつたりして、家族も一緒になつたり、例えば先に生まれた兄弟も一緒に見ないといけないとか、家庭によって様々なケースがあると思うので、引き続き、それぞれのニーズに合わせて可能な限りしっかりとサポートできるようにしていっていただきたいと思います。

単純に2時間掛かるとか、遠隔だけではなくても、すぐ近くに病院があっても不安だつたりするので、いろんなアンケートなり県民の声を聞いていただきたいなというのを申し添えて、終わりたいと思います。

岡田理絵委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、この際申し上げます。扶川議員から発言の申し出がありました。委員外議員の発言については、議員一人当たり、1日につき趣旨説明、答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされております。

まず、扶川議員から趣旨の説明をお願いします。

扶川敦議員

今、議論のありました妊婦の分娩事前宿泊支援事業に関連して、少しだけお聞きしたいことがあります、中心は男女共同参画総合支援センターの指定管理の問題について、お聞きしたいと思います。

岡田理絵委員長

委員各位にお諮りいたします。扶川議員の発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは扶川議員の発言を許可いたします。

質疑をどうぞ。

扶川敦議員

妊婦分娩事前宿泊支援事業ができたのは、非常に歓迎いたします。すばらしいと思うんですが、前から申し上げておりますが、助産院、助産師の方から、そこでも分娩できるよ

うに、医療機関の支援があれば正常な分娩については安全にできるから、そういう希望にも沿うようにしてほしいという要望が出ております。引き続き、検討いただきたいんですが、いかがですか。

藤坂医療政策課長

ただいま、扶川議員より、助産院での、助産師を活用した出産の御質問を頂きました。

現状では、県内ではできていないという状況でございますので、またそういった御意見を聞きながら、検討していきたいと思います。

扶川敦議員

よろしくお願ひいたします。

それでは、男女共同参画総合支援センターですが、ホールと二つの会議室、展示室の貸館業務を県の観光協会がやっていて、学習室や作業室はセンターが直轄と、子供を預かるこども室と子育て相談は県勤労者福祉ネットワークがやっていたのが従来の体制。

これが観光協会は従来どおり貸館業務を行うけれども、ここを含むとくしまにぎわい創出共同事業体が新たに加わって、先ほど説明があったように四国放送株式会社なども入るようです。

これについても交代した理由と意味について、少しだけ説明してください。

内海男女参画・青少年課長

ただいま、扶川議員より、指定管理の更新に係る一体的な公募について御質問を頂きました。

今回、指定管理者の見直し検討会議において、全庁的に施設の在り方を見直しました結果、当センターが入っておりますアスティとくしまとの一体的管理を実施し、利用者サービスの更なる向上を図ってまいることとしたところです。

また、全庁的な施設の見直しといたしまして、競争性を確保するため応募者の資格要件として、県外法人が県内法人と共同して応募する場合の県内法人が主たる役割を担うという要件を撤廃したところです。

ノウハウを有する県外企業等の参入促進により、これまでの在り方に捉われることのない施設価値や県民サービスの向上を図り、より良い施設管理運営が期待できると考えているところです。

扶川敦議員

狙いは分かりました。このうち、従来から同じ観光協会が担っている、貸館業務の使用料についてお聞きしますと、ホールは午前の3時間で9,170円、午後の4時間で1万2,210円、夜間の3時間で9,440円、会議室は午前、午後、夜間、それぞれ9,170円となっています。一方で貸館部分の令和4年度から令和6年度の実績を頂きましたが、席数142席のホールの稼働率は33.1%、32.8%、31.4%、それぞれ低い。それぞれ75席ある会議室5と会議室6の稼働率も3年平均で、それぞれ51.7%、35.1%と低い。

あわぎんホールに聞きますと、50%をみんな超えているのですね。30%台ということは

ない。料金を比較しても、同じ規模だとあわぎんホールのほうが安いですよ。料金がネックになっているのではないかと思います。

貸館の収入というのは観光協会に入るのですか、センターに入るのですか。その指定管理料との関係を教えてください。

内海男女参画・青少年課長

ただいま、扶川議員より、施設の使用料の受入れについて御質問を頂きました。

使用料につきましては、使用料制をとっておりまして、県の歳入になっているところです。

扶川敦議員

そうであれば、使用料については県の裁量でどうにでもなるという話だろうと思いますが、稼働率が低いと、せっかく立派な施設を作っても意味がないですね。何とかこれを上げなければいけないということは過去にも議論されているようですが、議事録などを見ますと、改善されていないようです。

広報、周知して、もっといろんな人が使えるということを知らせていくような方法だったと思うのですが、今、実際に使える男女共同参画総合支援センターの貸館業務の部分については、相手は特に限定されないのでですか。それともこういう運動に関わる人しか使えないのですか。

内海男女参画・青少年課長

ただいま、扶川議員より、男女共同参画総合支援センターの会議室の利用について御質問がありました。

このセンターの貸し会議室につきましては、どなたでも利用が可能となっているところです。

扶川敦議員

だからあわぎんホールなどと同じなわけです。だとすると、私はもう少し引き下げるべきだと思います。

それから、これと別に学習室というのがあります。これも75席で同じ規模です。ここにはセンター主催の、あるいは共催の講座などが行われております、登録団体が27あって、その登録団体については打合せであるとか、独自の勉強会などに使えるようになっていきます。料金は、もちろんその登録団体は要らないわけですね。

内海男女参画・青少年課長

ただいま、扶川議員より、学習室の使用料について御質問がありました。

学習室につきましては、男女共同参画の推進に資する登録団体の皆様には無料で使っていただける学習室となっております。

扶川敦議員

27団体の団体名を教えてください。

内海男女参画・青少年課長

ただいま、団体の詳細についての御質問がございました。

手元にございませんので、また後ほど御報告させていただくので、よろしいでしょうか。

扶川敦議員

はい、結構です。団体登録は規約や役員名簿、収支予算、活動実績が分かる資料を添えて申請することになっていますが、24団体ですね、ごめんなさい。このほかにも男女共同参画に関する団体というのはたくさんあると思うのですよ。

手引によると団体登録は活動実績や今後の活動継続という確認があって、場合によっては登録の取消しもあるということです。かなりハードルを上げているような気もします。もっと自由に、ほんの数人からでもいい、大きい、小さい、財政力の有る無しは関係なしに、県民が男女共同参画に関わる、あるいは、今の時代ですから人権を広く、LGBTの問題も、介護の問題も全部、子育てとか介護とかいうのは男女共同参画に関わることではないですか。

そういうことに関わる団体も広く受け入れて、遊んでいると言っては悪いですけれど、貸館で使われていないところも活用すれば、もっと県民の活動の後押しができるのではないかでしょうか。

そういう意味では、主観的に、例えば私の提案ですけれど、団体登録のような厳格なチェックを受けなくても、ある程度センターの事業に資する活動だと認められた場合は、その都度申出をしたら簡便に会議室の料金を減額して、無料とは言いません、ほかよりもうんと安く使える仕組みを作って、どんどん使っていただければどうかと思うのです。

一つの提案なので、運営委員会なんかでも議論されることがあるかと思うので、是非そのように提案していただきたいと思いますが、いかがですか。

内海男女参画・青少年課長

ただいま、扶川議員より、施設の利用料について、いろんな団体に配慮が必要ではないかという御質問を頂きました。

男女共同参画社会の実現に向けては、地域で活動されておりますNPO法人や民間団体の皆様との連携は必要であると認識しているところです。扶川議員がおっしゃるとおり、こうした団体の皆様の中には活動場所の費用負担などが課題となる場合もあるかと思います。

当センターの施設の利用料についてでございますが、行政財産の使用料の積算基準を基に算定しまして、条例において定めているところです。

一方で、公益性が高く県の政策推進に寄与する事業につきましては、会場借り上げのための費用の負担が団体の皆様の活動の妨げにならないように、既存の制度の中で配慮を行っているところです。

具体的には、男女共同参画総合支援センター使用料減免要綱に基づきまして、男女共同参画推進目的で県が主催、又は共催する事業につきましては、使用料の全額を減免するこ

とと定めております。

このように、民間団体の方が実施する事業にあっても、県が共催事業として承認することで使用料を全額減免する仕組みを設けているところではありますが、NPO法人や団体の皆様が利用しやすい施設になりますように、扶川議員がおっしゃいましたようなセンター所長や外部委員からなる男女共同参画総合支援センター運営委員会などで協議してまいりたいと考えております。

扶川敦議員

是非前向きの協議をお願いしたいです。具体的に申し上げますと、あわぎんホールと同規模の会議室とか、ホールなどと比べると何千円も違います。そこは小ホールもあるし、それから小さい会議室もあります。ほぼ同規模、向こうがむしろ少し大きいんだけれども、それでも3時間単位で見ますと何千円も安いですよ。それではどうしたって使われませんよね。

共催を積極的に受けていただくことは、すぐにでもできますから、相談があれば共催に連ねていただくようにお願いすることと、今度の次回の運営委員会は、来年6月ではないですか。ずっと先になってしまふので、それでは間に合いませんので、早急に内部でも検討いただいて、遊ばせていたら駄目ですよ、こんな立派な施設を作つて30%というのではなく、ほとんど、6割、7割遊んでいるということではないですか。早急な改善をお願いしたいと思います。

共催を申し出たらいつでも受けるのだという、そういうアピールを、相談があつたら積極的に受けていただくということで、取りあえずこの要綱が適用できると思いますので、是非お願いしたい、それだけ答弁を頂いて終わります。

内海男女参画・青少年課長

ただいま、扶川議員より、今後の男女共同参画総合支援センターの会議室の稼働率を上げるための取組について御質問がありました。

これまで当センターの会議室の稼働率におきましては、1階の産業観光交流センターと比較すると低い状況にあったかと思います。要因につきましては、男女共同参画総合支援センターという施設の特性から、誰でも利用できる施設であることや、設備や内容、備品などにつきまして、県民の皆様に十分に伝わつていなかつたことが要因であるとも考えられます。

今回、アスティとくしまとの一体的な管理運営による公募のメリットを生かしまして、施設の具体的な利用例や貸出可能な設備や備品の紹介などについてもホームページなどで分かりやすく周知してまいるとともに、共催に関しましても協議してまいりたいと考えております。

岡田理絵委員長

以上で質疑を終わります。

これをもって、こども未来・安心対策特別委員会を閉会いたします。（11時00分）